

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年1月7日（火）午後1時26分から午後2時4分

2. 開催場所 宇和島市役所 2階 大会議室

3. 出席委員 44（名）

会 長 7 番 小清水 千明
会長職務代理者 2 3 番 和田 恵子

農業委員

1 番	井上 惣一	2 番	大島 博雅
3 番	大塚 武司	4 番	加賀山 洋介
5 番	門脇 忠男	6 番	鎌田 吉太郎
9 番	末光 亨	10 番	清家 儀三郎
		12 番	武内 英二
13 番	谷本 宏明	14 番	中尾 美千代
15 番	兵頭 立士	16 番	堀田 善春
17 番	松浦 良規	18 番	宮河 宣仁
19 番	山口 一光	20 番	山本 一也
21 番	若藤 寿治	22 番	早稻田 由孝
		24 番	渡邊 与志樹

最適化推進委員

1 番	赤松 利秋	2 番	石城戸 豊治
3 番	井上 和久	4 番	上谷 一郎
5 番	氏原 邦弘		
7 番	梶原 茂夫	8 番	木村 寛
9 番	河野 順子	10 番	河野 秀雄
11 番	佐々木 新仁	12 番	上甲 一博
13 番	白井 照良	14 番	舩長 大
15 番	竹葉 直正	16 番	土居 喜三郎
17 番	西村 守	18 番	船田 満志
19 番	松本 武雄	20 番	森崎 正
21 番	薬師寺 悦子	22 番	山田 悌示
23 番	渡邊 鉄雄		

4. 欠席委員（3名）

農業委員 8 番 酒井 栄治 11 番 高木 伯志

最適化推進委員 6 番 岡山 正喜

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

1 2 番 武内 英二 1 3 番 谷本 宏明

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 2 号 農地法第 6 条第 1 項の規定による報告について
報告第 3 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約
通知について
報告第 4 号 諸証明について
報告第 5 号 農地法第 4 条・ 5 条許可について
報告第 6 号 農地転用許可後における工事進捗状況報告書について
報告第 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の取消願について
(令和 6 年 11 月 18 日～令和 7 年 12 月 13 日までの事務局処理事案)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認について
議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請承認について
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認について
議案第 4 号 贈与税・相続税の納税猶予に関する証明について
議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による宇和島市
農用地利用集積計画（案）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	庵崎 正幸	次長兼管理係長	中島 慶和
農地係長	山下 佳彦	専門員	境本 博佳
一般事務	山本 真由実		

7. 産業経済部職員

農林課課長補佐 山口 芳彦

8. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席ください。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるかマナーモード等への切替をお願いいたします。

《 会 長 》

只今の出席委員は農業委員２２名、農地利用最適化推進委員２２名であります。
定足数に達しておりますので、只今より令和７年１月総会を開会いたします。

《庵崎局長》

それでは初めに、小清水会長よりご挨拶を申し上げます。

《 会 長 》

会長挨拶。

欠席報告を願います。

《中島次長》

はい。失礼いたします。本日は、酒井委員、高木委員、岡山委員が所用のため欠席です。以上でございます。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人に武内委員、谷本委員を指名いたします。

まず、報告第１号から第７号までを議題といたします。事務局より説明を求めます。

《中島次長》

（報告第１号から第７号までを議案書をもとに朗読、説明）

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。

何かご質問はございませんか。

（ 質 問 、 意 見 な し ）

《 会 長 》

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に、議案第１号農地法第３条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書５ページをご覧ください。

議案第１号農地法第３条の規定による許可申請承認について、今月は９件の申請でございます。

申請の詳細、担当委員につきましては議案書５ページから６ページに記載しております。

すので、確認をお願いします。

事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、3条2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしている、と事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《末光委員》

87番、88番について説明をさせていただきます。◇◇◇◇の◇◇◇◇さんですかね、その方所有の◇◇◇◇を、◇◇◇◇さんへ◇◇◇◇ということです。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇という話を聞いております。◇◇◇◇ということで聞いております。

あと、88番についてはですね。◇◇◇◇くんの◇◇◇◇を◇◇◇◇さんが◇◇◇◇する、ということを知っております。これは◇◇◇◇です。◇◇◇◇のことなんでちょっと詳しいこと私も確認しておりませんが、もう書類上、書面上であれば処理をさせていただきます。以上です。

《白井委員》

89番についてご説明いたします。◇◇◇◇さん、◇◇◇◇のため耕作ができないということで耕作をしてくれる人を探しておりましたが、熱心に農業されてます◇◇◇◇さんが耕作をするということで、よろしくまともりました。何ら問題はありません。

《若藤委員》

90番について説明いたします。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇のため耕作ができないということで耕作者を探していたところ、◇◇◇◇さんが耕作するということで話がまともりました。◇◇◇◇さんも◇◇◇◇ではありますが、◇◇◇◇が収穫作業等も手伝いに来ており、何ら問題はないと思います。

《小清水委員》

91番について説明いたします。◇◇◇◇君は◇◇◇◇して参りまして、実習を終えて農業に携わっておるわけですが、今回◇◇◇◇さんの土地を借りるようになって耕作をする、ということになりました。現在の◇◇◇◇で耕作をしておりますし、◇◇◇◇ということを知っておりますので、◇◇◇◇かなと思いますが、非常に熱心に農業をやられております。何ら問題はないかと思っております。

92番についてご説明いたします。◇◇◇◇君、一生懸命やられておるわけですが、以前から◇◇◇◇さんの土地を耕作しておりまして、この度、その部分、この部分を増やすということになりました。何ら問題はないかと思っております。以上です。

《専長委員》

はい、93番について説明をいたします。この2人は◇◇◇◇であるということで、◇◇◇◇を考えている◇◇◇◇さんと、◇◇◇◇という◇◇◇◇さんとの間で話がまとまったということで、◇◇◇◇するものです。◇◇◇◇さんは若くて熱心にされてますので、何ら問題ないと思います。

《上甲委員》

94番について説明いたします。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんは◇◇◇◇であります。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇あり後継者もないことから、◇◇◇◇さんに農地を譲ることになりました。◇◇◇◇さんも◇◇◇◇しながら熱心に農業しておりますので、問題ないと思います。

《門脇委員》

95番について説明いたします。◇◇◇◇さんは、◇◇◇◇さんの土地を買って◇◇◇◇を作ることになりました。地元で大変数少ない後継者でありまして、何も問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。よって議案第1号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書7ページをご覧ください。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、今月は貸駐車場が1件、

植林が1件の申請でございます

申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。8ページに位置図を添付しております。

転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《末光委員》

番号8番について説明いたします。◇◇◇◇の登記地目が◇◇◇◇になっています。その土地へ、◇◇◇◇さんが◇◇◇◇に◇◇◇◇ていたもので、その後◇◇◇◇さんが所有権を移転して利用していたのですが、◇◇◇◇にあたるということで、地目変更の始末書も提出されております。◇◇◇◇に全部なっておるわけですが、12月26日木曜日に小清水会長以下事務局立ち会いの下6名で現地調査をしております。以上です。

《松浦委員》

9番について説明したいと思います。◇◇◇◇さんの農地の景観保全の◇◇◇◇にするという申請です。この案件につきましては、◇◇◇◇の農地をですね、◇◇◇◇として管理するために転用しようとするもので、12月の26日に、会長はじめ関係者にて現地調査を行っております。以前から、◇◇◇◇の景観保全で◇◇◇◇ております。違反転用状態にあります。始末書も提出されております。現地調査の時には今後このようなことがないように指導をしており、問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員でございます。よって議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題いたします。

事務局より説明をお願いします。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書9ページをご覧ください。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、今月の申請は、資材置き場敷地が2件、住宅用敷地が2件の申請でございます

申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。10ページから11ページに位置図を添付しております。

転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしている、と事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《氏原委員》

失礼します。25番について説明いたします。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが◇◇◇◇とする申請であります。12月26日に、会長をはじめ関係者で調査を行っております。令和5年9月に農地とは知らずに造成をしてしまいまして、造成後、国土調査があり申請地が農地であることが分かり、農地転用許可が必要だということが分かり申請に至りました。違反転用になり始末書も提出されており、問題ありません。

《宮河委員》

26番について説明します。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇が◇◇◇◇するという申請です。この案件については、12月26日に会長をはじめ関係者にて現地調査を行っております。農地法管内のため、平成7年4月より無断で造成し◇◇◇◇として現在まで利用しております。今回、申請地が農地であることが分かり、農地法の許可が必要であることを知り、申請に至りました。違反転用になりますが始末書も提出されており、現地調査の時には今後このようなことがないように指導をしており、問題ないと思います。以上です。

《山口委員》

それでは、27番について説明をいたします。これ◇◇◇◇君と◇◇◇◇さんは◇◇◇◇であります。それで、12月の26日、会長、代理、事務局長と現地を確認いたしました。そうしたところ、総合的に考えました。近隣の農地等にも支障はなく、

申請は妥当だと判断いたします。以上です。

《船田委員》

28番について説明します。この28番も、◇◇◇◇で、◇◇◇◇さんが◇◇◇◇
そうです。それで、12月26日に農業委員会関係者と申請者等で近隣調査を行い、
周辺の利用状況等も転用できることを確認しました。そこに支障は生じないというこ
とを確認しました。問題ないと思います。以上です。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。
お諮りいたします。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます
農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員でございます。よって議案第3号は原案のとおり承認することと決定いた
します。

続いて、議案第4号贈与税・相続税の納税猶予に関する証明について、を議題とい
たします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書12ページをご覧ください。

議案第4号 贈与税・相続税の納税猶予に関する証明について、説明いたします。

贈与税・相続税の納税猶予については租税特別措置法の規定により3年を経過するご
とに税務署へ継続届出を提出しなければ、猶予を受ける事が出来ない事になっておりま
す。1. 贈与税引き続き農業経営を行っている旨の証明については5名、2. 相続税引
き続き農業経営を行っている旨の証明については10名、計15名について、引き続き
農業経営を行っている旨の証明をしてよろしいか、付議するものです。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第4号贈与税・相続税の納税猶予に関する証明について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

《 会 長 》

はい。挙手全委員であります。よって議案第4号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書 13ページをご覧ください。

議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、審議を依頼されたものです。公告予定年月日は、令和7年1月14日となっております

1ページめくっていただきまして14ページ、農用地利用集積計画ですが、利用権設定につきましては、新規11件29,038.00㎡、更新13件54,094.00㎡、計24件83,132.00㎡となっております 所有権の移転は、吉田地区で8件7,262.00㎡となっております。

今月の利用権設定、所有権移転の農用地利用集積計画につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている、と事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《加賀山委員》

123番について説明をいたします。この案件は、更新であります。◇◇◇◇さんは、◇◇◇◇のため耕作ができないということで、◇◇◇◇さんが耕作をしていました。引き続き耕作する、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは真面目に農業経営をされており、何ら問題はありません。

《森崎委員》

124番について説明いたします。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが耕作をする、ということでございます。◇◇◇◇がお◇◇◇◇になって、◇◇◇◇さんは耕作できないということで、◇◇◇◇さんの方に貸す、ということになりました。何ら問題ないと思います。以上です。

《小清水委員》

はい、125番について説明いたします。◇◇◇◇さんの土地でございますが、これ◇◇◇◇であったそうでございます。当時から◇◇◇◇が耕作していたということですが、◇◇◇◇になりまして、◇◇◇◇になりました。それで、実質的には継続ということになるんですが、◇◇◇◇の方はこれまでどおり◇◇◇◇が引き続いて耕作するということになりました。何ら問題ないと思います。

《木村委員》

酒井委員が欠席のため、私は木村ですが報告をさせていただきます。126番、127番につきましては、どちらも更新であります。設定を受ける◇◇◇◇さんは◇◇◇◇であります、広く農業に取り組んでおりまして、これまでどおり耕作をするということです、特に問題はないと思います。

続きまして、128番について説明をします。128番につきましては更新であります。設定を受ける◇◇◇◇さんはこれまで広く農業に取り組んできております。◇◇◇◇ではありますが、体力的にも問題なく今までどおり耕作をするということなので、問題ないと思います。

《宮河委員》

129番について説明します。◇◇◇◇さんは熱心に耕作をしておられます。◇◇◇◇ということで、◇◇◇◇さんの方に◇◇◇◇し耕作しようとするものです。農地も近く利便性もあり、何ら問題ありません。

《堀田委員》

130番について説明申し上げます。◇◇◇◇さんは、以前は他の人にお願いしたんですけれども、その人ができないということで探しておられましたら、◇◇◇◇さんが作るいうふうな話で。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇ですけれども◇◇◇◇と農業と一緒にされておりますので、新規ではございますけれども、問題ないと思います。131番、132番、同じ◇◇◇◇さんが更新ということで申請出ておりますけれども、これについても問題ない、というふうに解釈しております。

それから、133番でございますけれども、◇◇◇◇さんが、◇◇◇◇については、これは◇◇◇◇となっておりますけれども、◇◇◇◇もされておる。◇◇◇◇さんをお願いをするということになって、これは新規でございます。◇◇◇◇さんは熱心に農業されておりますので、何ら問題ないなというふうに思います。

それから、134番でございますけれども、◇◇◇◇さんは他の人に作っていただいたんですけれども、その人が作れないということでございまして、ちょうど◇◇◇◇さんと話ができて、◇◇◇◇さんをお願いをする、と。◇◇◇◇さんvされておりますけれども、熱心に農業をしておりますので、何ら問題ないというふうに思います。以上です。

《竹葉委員》

担当の高木委員欠席のため、私竹葉が135番について説明します。135番は更新です。設定を受ける◇◇◇◇さんは◇◇◇◇です。熱心に農業されており、引き続き耕作されるということで、問題ありません。

136番は3年の更新です。設定を受ける◇◇◇◇さんは◇◇◇◇ですが、現在、◇◇◇◇でも農作業することに支障がないということで、引き続き耕作されることを確認しており、問題ないと思います。

137番について説明します。利用権を設定する◇◇◇◇さんは耕作ができないため、◇◇◇◇さんに耕作依頼し話がまとまりました。◇◇◇◇さんは長きにわたり真面目に取り組まれており、問題ありません。

138番について説明します。138番は更新です。引き続き、◇◇◇◇さんが耕作されるということで、問題ありません。

139番について説明します。利用権を設定する◇◇◇◇さんは、◇◇◇◇にちょっと耕作はできないということで、◇◇◇◇さんに耕作依頼し、◇◇◇◇さんが引き受けることになりました。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇に積極的に取り組まれており、問題ありません。以上です。

《兵頭委員》

はい、岡山委員なんですが、ちょっと急用ができて欠席になりまして、レポートを預かっておりますので、140番についてレポートを代読させていただいたと思います。利用権を設定する◇◇◇◇さんは、◇◇◇◇をされていましたが、◇◇◇◇耕作が困難な状態になり、家族の方たちも耕作する意思がないということで、◇◇◇◇君にお願いすることになりました。◇◇◇◇君はこの地区で積極的に農業をされている◇◇◇◇でもありまして、同地区で耕作地を広げたいとの考えと一致しました。当地区は高齢化も進んでいる地区でもあり、若い人に耕作してもらうのは良いことだ、ということで、何も問題がないと思っております、というレポートでございます。

《氏原委員》

141番について説明します。利用権設定をする◇◇◇◇さんは、◇◇◇◇のため耕作が難しいということで、耕作者を探していたところ、◇◇◇◇さんが耕作するということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業されていて、問題ありません。

《武内委員》

はい、142番から145番についてご説明いたします。まず、142番から144番ですが、この3件ともいずれも更新で、設定を受ける方は◇◇◇◇さんでございます。◇◇◇◇んに関しましては、年齢も若く非常に意欲的に農業に取り組まれておりますので、特に問題はないと思われます。

続きまして145番についてですが、◇◇◇◇さんの土地を、以前は別の方が耕作されておったんですが、その方が耕作ができなくなったということでその土地を◇◇◇◇が耕作するということであります。◇◇◇◇につきましては、◇◇◇◇になっておりますので、特に問題はないと思われます。以上です。

《梶原委員》

失礼します、146番について説明いたします。この案件は更新であります。設定を受ける◇◇◇◇さんは、◇◇◇◇に熱心に農業に取り組まれ、引き続き耕作されるということで、問題ないと思います。

《小清水委員》

26番について説明いたします。この契約につきましては、報告第3号でございました案件で、◇◇◇◇になっております。今回、◇◇◇◇さんの方から◇◇◇◇という話が◇◇◇◇君の方にありまして、話がまとまりまして◇◇◇◇ということになったわけでございます。何ら問題はないかと思っております。

《森崎委員》

27番についてご説明いたします。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇君が◇◇◇◇ということで、◇◇◇◇です。この方は◇◇◇◇なんで、何ら問題なく◇◇◇◇君が耕作する、ということでございました。28番について説明いたします。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇君が耕作するという、◇◇◇◇耕作するということになりました。◇◇◇◇さんも◇◇◇◇なんで、この辺で◇◇◇◇ということでこの話がまとまりました。

《早稲田委員》

29番について説明いたします。◇◇◇◇さんが、◇◇◇◇に耕作できなくなったということで、◇◇◇◇さんがその土地を◇◇◇◇、ということになったようです。◇◇◇◇さんは、この地区のリーダー的な存在であり、熱心に耕作されておりますので、何ら問題はないと思います。

《若藤委員》

30番から33番について説明いたします。◇◇◇◇さんは、◇◇◇◇で耕作できないということで耕作者を探していましたが、それぞれ隣接する、30番◇◇◇◇さん、31番◇◇◇◇さん、32番◇◇◇◇さん、33番◇◇◇◇さんと話がまとまり、◇◇◇◇になりました。何ら問題はございません。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に基づき、森崎委員、山口委員の退席を求めます。

お諮りいたします。

議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

《 会 長 》

はい、挙手全委員であります。よって議案第5号は原案の通り承認することと決定いたします。森崎委員、山口委員の入室を認めます。

以上で令和7年1月定例総会の議案を終了いたします。

決議を明確にするため、本議事録を作成しこれに署名する。

議長（会長）

議事録署名人

議事録署名人
